

平成23年5月16日

富国生命保険相互会社

東日本大震災の被災地域のお客さまに対する 保険料払込猶予期間の再延長等の実施について

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山 好映）は、被災されたお客さまに対して、被災地の復旧・復興状況を踏まえ、以下のとおり追加のお取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期間の再延長について

このたびの地震により被害を受けられたお客さまへの特別措置として、保険料払込猶予期間を最長6ヵ月（平成23年9月末まで）延長する取扱いを行っておりますが、お客さまからのお申し出により、さらに3ヵ月延長いたします。

※最長で9ヵ月（平成23年12月末まで）の延長となります。

<お取扱い対象契約>

上記お取扱いは、「東日本大震災」に係る災害救助法の適用地域（※）で、平成23年9月末日まで保険料払込猶予期間の延長を行い、その期間内に猶予期間中の保険料がお払込みいただけないご契約が対象となります。

（※）大量の帰宅困難者が発生したことなどにともない災害救助法が適用された東京都を除く

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

延長された猶予期間経過後もご契約の継続を希望される場合は、猶予期間分の保険料を平成23年12月末までにお払込みいただく必要がございます。

しかしながら、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合には、平成24年1月から保険料のお払込みを再開していただくことで、ご契約を継続することが可能となります。

その場合、払込期日が到来している保険料も含め、平成24年10月末までに全額お払込みいただく必要がございます。

なお、保険料払込方法が毎月払のご契約につきましては、月単位に分割してお払込みいただくことも可能です。

以上

【問合わせ先】

フコク生命 お客さまセンター
TEL 0120-259-817

【受付時間】

平日 午前9時～午後5時
土曜日 午前9時～午後5時（平成23年6月末まで）

東日本大震災に対する当社の主なお客さま対応

1. 地震などによる災害死亡保険金などの全額支払い

災害関係特約については、約款上に地震などによる災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれを適用せず地震などによる災害死亡保険金などを全額お支払いいたします。

2. 保険料払込猶予期間の再延長

保険料のお払込みが困難な場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月まで延長する取扱いを行っておりますが、お客さまからのお申し出により、さらに3ヵ月延長いたします。※最長で9ヵ月（平成23年12月末まで）の延長となります。

また、猶予期間の末日までに猶予した保険料全額の払込みが困難な場合には、平成24年1月より保険料のお払込みを再開していただくことで、ご契約を継続することが可能となります。

その場合、払込期月が到来している保険料も含め、平成24年10月末日までに全額お払込みいただく必要がございます。

なお、保険料払込方法が毎月払のご契約につきましては、月単位に分割してお払込みいただくことも可能です。

また、契約者貸付を受けられているご契約または保険料の自動貸付が適用されているご契約において、貸付元利金が解約払戻金を超えることにより発生する失効（オーバーローン失効）につきましても、お客さまからのお申し出により、最長6ヵ月間ご契約を失効させないお取扱いをいたします。

3. 保険金・給付金・契約者貸付・社員配当金等の簡易迅速なお支払い

お申出により、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、簡易迅速なお取扱いをいたします。

4. 入院治療に関する特別取扱

給付金請求に必要な書類のお取寄せができないケースや本来入院による治療が必要であったにもかかわらず病院などにご入院できないケースなどが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いに対して特別なお取扱いをいたします。

5. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用

被災された契約者さまを対象として、新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）を実施いたします。

以上